

公募型指名競争入札実施要綱

制 定 平成 19 年 10 月 1 日

最近改正 平成 25 年 8 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人大阪市立大学（以下「本法人」という。）が発注する契約において、入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）により行うものについて、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 公募型指名競争入札の適用範囲は、工事又は製造等の請負契約、不動産以外の物件の買入れ、借入れ又は売払いの契約、その他の契約で、予定価格の額が 250 万円以上の契約とする。

2 単価契約については、予定単価額に予定数量を乗じた額が前項に該当する契約とする。

3 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当するものについては、適用範囲外とする。

(1) 公立大学法人大阪市立大学契約規程（以下「契約規程」という。）第 12 条第 1 項の各号に該当し、随意契約によることとした契約

(2) 緊急の必要性を有する契約

(3) 製品指定により代理店が限定されている契約

(4) その他公募型指名競争入札によることが適当と認められない契約

(入札公告)

第 3 条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 入札に付すべき事項

(2) 入札参加資格に関する事項

(3) 入札保証金に関する事項

(4) 契約条項を示す場所

(5) 入札執行の日時及び場所

(6) 入札無効に関する事項

(7) 前各号のほか入札について必要な事項

2 前項の公告は、大阪市立大学ホームページ又は医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）における掲載及び契約担当において掲示することにより行い、入札参加希望者が閲覧できるようにする。

(入札参加資格)

第 4 条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号に定める全ての事項を満たさなければならない。

- (1) 当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に当該契約に係る種目に登録されていること
- (2) 入札参加申請時において、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けている者であること
- (4) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること
- (5) 契約の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有している者であること
- (6) 本法人が履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
- (7) 本法人が参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
- (8) その他、別途、本法人が特に必要と認めた要件を満たす者であること

(入札参加の申請)

第5条 入札参加申請手続きは入札公告に定めるものとする。

- 2 入札参加を希望する者は、契約担当において配布する入札参加申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記載のうえ、受付期間中に契約担当に持参して申請しなければならない。
- 3 資格審査資料の提出を要する案件については、入札参加希望者は、申請書のほか、受付期間中に必要な資料を契約担当に持参し提出しなければならない。

(入札参加資格審査及び指名通知等)

第6条 入札公告に示した入札参加資格要件に基づき、申請書及び資格審査資料（提出を要する案件に限る。）により入札参加資格を審査する。

- 2 審査の結果、入札参加資格を有すると判断できるすべての者を指名し、その旨を通知する。また、入札参加資格を有しない者に対しては、非指名の旨を通知する。

(入札参加資格の喪失)

第7条 当該契約に係る入札参加資格を有することについて本法人の確認を受け、第6条の規定に基づき指名業者の決定通知を受けた者が、当該通知日以降、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る入札に参加することができない。

- (1) 第4条に規定する当該契約に係る入札参加資格を満たさないこととなっ

たとき

(2) 申請書及び資格審査資料等に虚偽の記載をしたとき

(仕様書等の記載内容に対する質問)

第8条 仕様書等の記載内容に対する質問は、入札公告に定める方法により受付けるものとする。

(入札方法)

- 第9条 入札をしようとする者は、仕様書等を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書により入札をしなければならない。
- 2 前項の入札は、公告に定める日時及び場所に出席して行わなければならない。なお、入札書の提出等詳細については、本法人担当職員の指示に従うものとする。
 - 3 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、本法人担当職員の確認を受けなければならない。
 - 4 入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に辞退の旨を記入して提出しなければならない。なお、入札辞退を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
 - 5 一度提出された入札書については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規程第22条第1項各号に該当する入札
 - (2) 現場又は机上説明を受けることが入札参加条件である場合で、説明を受けなかった者がした入札
 - (3) 再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格で行われた入札
 - (4) 本法人が交付した入札書を用いないでした入札
 - (5) 開札後落札決定までに、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
- 2 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - 3 入札の効力は、理事長が決定する。

(開札及び落札者の決定)

第11条 開札は、公告に定める日時並びに場所において行うものとし、その結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

- 3 低入札調査基準価格を設けた場合は、第1項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度運用要領に基づき、落札者を決定する。
- 4 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。
- 5 最低入札価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格入札者と価格交渉のうえ、落札者を決定するものとする。

(公募型指名競争入札の不成立)

第12条 第11条第5項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該入札は成立しない。

(再度の公募型指名競争入札)

第13条 公募型指名競争入札の結果、契約の落札者が決定しない場合及び不成立になった場合は、仕様書の内容等を変更して再度公募型指名競争入札を行うものとする。

(早急に入札を執行する必要がある場合等の措置)

第14条 次に掲げる場合においては、指名競争入札又は随意契約により契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公募型指名競争入札の結果、不調又は不成立となり、再度公募することが時間的に困難な場合
- (2) 前号のほか特段の事情がある場合

(公募型指名競争入札の取下げ)

第15条 本法人は、落札者を決定するまでは、公募型指名競争入札を取り下げることができる。

(入札契約結果の公表)

第16条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該入札契約結果をホームページに掲示するとともに契約担当窓口において閲覧に供する。

2 ホームページに掲示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 落札金額又は決定金額(税抜き)
- (4) 入札経緯
- (5) 入札日又は契約日

3 契約担当窓口において閲覧に供する事項は、前項各号及び入札経過調書とする。

4 第2項及び第3項に基づく公表は、契約締結日の属する年度の翌年度末ま

で行うものとする。

(誓約書の提出)

第17条 契約の相手方及び大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、理事長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。この条において、同条例第2条第5号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(契約の解除)

第18条 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は前条に規定する誓約書を提出しないときは、契約を行わないものとする。

- 2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、この契約の解除を行う。
- 3 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい事項については、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月1日改正）

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集した契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年3月28日改正）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を

募集した契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成 25 年 8 月 28 日改正）

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集した契約については、なお、従前の例による。